

第6次宝塚市総合計画庁内検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 第6次宝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に係る検討及び調整を行うため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第2項の規定に基づき、第6次宝塚市総合計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、総合計画の策定に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 検討会に会長及び副会長を置き、会長には企画経営部政策室長を、副会長には市民交流部きずなづくり室長をもって充てる。

3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（分野別検討会）

第5条 個別分野の更なる検討及び調整を行うため、検討会の下部組織として第6次宝塚市総合計画庁内分野別検討会（以下「分野別検討会」という。）を置くものとする。

2 分野別検討会の委員は、室長級職員のうちから市長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 検討会及び分野別検討会の庶務は、企画経営部政策室政策推進課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び分野別検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、所掌事務終了の日をもって効力を失う。

別表（第3条関係）

企画経営部	政策室長
	行財政改革室長
市民交流部	きずなづくり室長
総務部	行政管理室長
都市安全部	危機管理室長
	建設室長
都市整備部	建築住宅室長
健康福祉部	安心ネットワーク推進室長
子ども未来部	子ども家庭室長
環境部	環境室長
産業文化部	産業振興室長
消防本部	企画管理担当次長
教育委員会事務局管理部	管理室長
教育委員会事務局学校教育部	学校教育室長
教育委員会事務局社会教育部	生涯学習室長
上下水道局	経営管理部長
市立病院	経営統括部次長

第6次宝塚市総合計画策定スケジュール(予定)

項目	組織体等	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度				
		10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
策定方針	第6次宝塚市総合計画検討懇話会		● 設置 意見聴取												
基本構想	市民ワークショップ「ミライラボ」				● キックオフフォーラム										
	宝塚市総合計画策定市内プロジェクト・チーム				● 設置										
	総合計画審議会 23名起り								● 設置・諮問 審議(御含む)	● 中間答申					
基本計画	庁内(各部署)														
	総合計画審議会														● 審議
地域ごとのまちづくり計画 ※地域ごとに進捗状況が異なります。	協働のまちづくり促進委員会				● 地域ごとのまちづくり計画 見直しガイドライン 作成作業 完成										
	まちづくり協議会														● 計画見直し 見直し完了
全体 (基本構想(案) 基本計画(案))	パブリックコメント														● パブリックコメント意見反映検討
	庁内検討会														
	都市経営会議				● 策定方針										
	議会				● 策定方針										
分野別計画	庁内(各部署)														

※分野別計画のスケジュールは例示

